

第三次みやぎ子ども読書活動推進計画

平成26年3月

宮城県教育委員会

第三次みやぎ子ども読書活動推進計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の背景と趣旨	1
1 子どもの読書活動をする推進する意義	1
2 これまでの取組	2
3 第二次計画の取組・課題	2
4 第二次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	5
5 第三次計画の策定	7
第2節 子どもの読書活動の現状	8
1 全国の状況	8
2 宮城県の状況	10

第2章 基本方針

第1節 計画の目標と重点施策	12
1 計画の目標	12
2 重点施策	12
第2節 取組の状況を把握するための指標	12
1 数値目標を設定する指標	13
2 数値目標は設定せずに取組の状況を把握する指標	14
第3節 計画の期間	14
計画の体系図	15

第3章 推進のための具体的方策

第1節 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進	16
1 家庭・地域における取組	16
2 学校等における取組	16
3 公立図書館等における取組	17
4 行政における取組	18
第2節 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	19
1 家庭・地域における取組	19
2 学校等における取組	19
3 公立図書館等における取組	20
4 行政における取組	22
第3節 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進	25
1 家庭・地域における取組	25
2 学校等における取組	26
3 公立図書館等における取組	28
4 行政における取組	28
第4節 推進体制の整備	29
1 国との連携	29
2 県内関係機関との連携	29
3 子ども読書活動推進のための基本情報の把握	29

資料編	30
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の背景と趣旨

1 子どもの読書活動を推進する意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、思考力を鍛えるものです。それは、主体的に社会と向き合い、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、家庭、地域、学校、行政等が連携・協力し、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高め、積極的に読書環境の整備を推進していくことが重要です。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの尊い命、見慣れた風景、日々繰り返してきた日常生活を一瞬にして奪い、人々の心に大きな傷跡を残すことになりました。ここからの復興に向け、一步一步前に進む中で、改めて気づかされたことがたくさんありました。

「本の力」もその一つです。

避難所に絵本が届けられたときに、誰に頼まれるでもなく、ごく自然に大きな子が小さな子に読み聞かせを始め、小さな子どもたちは「おはなし」の世界に引き込まれていったそうです。また、心に傷を負った子どもたちが、本を読むことで少しずつ癒やされていく様子を肌で感じる事ができた、との声もたくさん届きました。

このように、東日本大震災後の生活の中で、より多くの人たちが、傷ついた心を癒す「本の力」、萎えた心を奮い立たせる「本の力」を改めて認識することになったのではないのでしょうか。

読書活動は、「豊かな心」を育む上で欠かせないものですが、「たくましく生き抜く力」を育む源にもなっています。

また、読書活動を行うことは、心の成長に加えて、「学ぶ力」を高めることにもつながると考えられています。たとえば、これまでの研究により、読書は小学生の学習意欲を高めることや、中学生の情報活用能力の一部を高める効果があることが示されています。また、子どもの読書活動に携わる人たちは、読書をよくする子どもは自ら学ぶ力も高い、と感じることが多いようです。

東日本大震災という未曾有の体験を負うこととなった宮城の子どもたちが、夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜いていくためには、「学ぶ力」を身につけることが大事です。読書活動が「学ぶ力」を高める効用についても検証しながら、宮城の子どもたちの読書活動を推進していく必要があります。

2 これまでの取組

宮城県では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が施行されたこと等を契機として、平成16年3月、宮城県における子ども（おおむね18歳以下の者）の読書活動の推進に関する方策と具体的な取組を内容とする最初の「みやぎ子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、主に、家庭、地域、学校、図書館等の関係者への意識啓発、ボランティア等の担い手育成、学校や公立図書館等における読書活動の推進に取り組んできました。

また、平成21年4月には、第一次計画期間における成果や課題、社会環境の変化を踏まえて、「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定し、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画期間とし、以下の取組を推進してきました。

3 第二次計画の取組・課題

（1）主な取組

第二次計画では、主に、活動の担い手となる家庭、地域、学校、公立図書館、行政のそれぞれが取り組むべき内容を具体的に提示し、読み聞かせボランティア養成講座やブックトーク講座の開催などに取り組んできました。

（2）数値目標の達成状況

第二次計画において提示した数値目標とその達成状況は、以下のとおりです。

○1か月間に本を全く読まない児童生徒の割合（不読率）を減らします。

〈第二次計画策定時の数値と目標値〉

小学生 平成20年度 4.5% → 平成25年度 4%以下
中学生 平成20年度 16.1% → 平成25年度 15%以下
高校生 平成20年度 28.1% → 平成25年度 21%以下

第二次計画期間中における不読率の推移

（単位：％）

	H21	H22	H23	H24	H25
小学生	7.9	9.6	14.3	10.4	11.3
中学生	20.2	20.4	16.9	14.6	17.4
高校生	44.1	45.8	47.3	40.6	47.2

（宮城県教育庁生涯学習課調べ）

○児童生徒の平均読書冊数を増やします。

〈第二次計画策定時の数値と目標値〉

小学生 平成20年度 10.4冊 →平成25年度 11.0冊以上
 中学生 平成20年度 4.0冊 →平成25年度 4.5冊以上
 高校生 平成20年度 2.5冊 →平成25年度 3.0冊以上

第二次計画期間中における平均読書冊数の推移 (単位：冊)

	H21	H22	H23	H24	H25
小学生	8.1	7.6	7.6	9.5	8.3
中学生	3.9	2.9	3.6	4.3	3.6
高校生	1.8	1.7	1.8	2.1	1.8

(宮城県教育庁生涯学習課調べ)

○公立図書館の図書の個人貸出数を増やします。

〈第二次計画策定時の数値と目標値〉

図書 平成19年度 759万冊 →平成25年度 835万冊以上
 児童書 平成19年度 234万冊 →平成25年度 251万冊以上

第二次計画期間中における図書等の個人貸出数の推移 (単位：万冊)

	H21	H22	H23	H24	H25
図書	921	841	670	793	(集計中)
児童書	270	259	209	251	(集計中)

(宮城県図書館「宮城県公共図書館・公民館図書室現状調査」)

○県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促進します。

〈第二次計画策定時の数値と目標値〉

計画策定率 平成20年度末 41.7% →平成25年度末 60%以上

第二次計画期間中における計画策定率の推移 (単位：%)

H21	H22	H23	H24	H25
41.7	48.5	54.2	57.1	57.1

(文部科学省スポーツ・青少年局「子ども読書活動推進計画の策定状況に関する調査」)

数値目標として掲げた4つの指標については、目標の達成には至りませんでした。また、第二次計画で掲げた「推進のための具体的な方策」について検証したところ、実施に至らなかったものなどもみられました。

その背景としては、東日本大震災による生活環境や読書環境の変化が考えられますが、今後は、計画の取組の点検と評価に基づき、改善等に向けた対応策を適切に講じていく必要があります。

(3) 主な取組の成果

第二次計画期間における成果としては、以下のようなことがあげられます。

○ボランティア団体等の活動の広がり

読み聞かせボランティア講座やブックスタート講座の受講生が、新たに読み聞かせサークルを立ち上げたり、保育所や小学校などで読み聞かせを行ったりするなどの活動が広がっています。

○市町村図書館等と県図書館との連携充実

県図書館のMY-NET（マイネット：市町村図書館等と県図書館のネットワーク）について、平成25年6月に県内全市町村の参加が実現し、協力貸出や相互検索等のサービスが一層充実しました。

(4) 課題

第二次計画期間を経て、次のような課題が浮かび上がってきました。

○小学生における読書離れが高い水準で推移

子どもの読書活動の状況を把握する上でひとつの目安となる「不読率」（1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合）を見ると、依然として、小・中・高等学校と学校段階が進むにつれ、不読率が高くなっており、読書離れが進む傾向にあります。このことは全国的な傾向となっていますが、特に本県の場合は、小学生の不読率が全国平均を大きく上回る状況が続いているため、小学生の読書活動の推進に向けた取組の強化が求められています。

○読書活動推進のための土台づくり

子どもの読書活動を推進するためには、国や県の推進計画はもとより、それぞれの地域の実情に応じた市町村の推進計画が求められます。

それぞれの計画を策定するまでの過程で行われる現状の把握や、そこで明らかとなった課題への対応策を検討する中で、それぞれの地域に応じた取組の土台づくりが進むこととなります。

本県では、市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定率が57.1%（35市町村中20市町村）となっており、策定率は年々増加する傾向にありますが、市町村における子どもの読書活動推進のための土台づくりに向け、すべての市町村において同計画の策定が求められています。

○子どもの読書活動に携わる担い手の連携促進（ネットワークの構築）

現状では、図書館が設置されていない地域、十分な図書が整備されていない学校図書館があるなど、子ども読書の環境は地域によって差があります。これらの差を解消するための方策の一つとして、様々な立場で子ども読書活動に携わる担い手のネットワークを構築し、ともに連携しながら、課題解決に向けた取組を地域の実情に応じて推進していくことが求められています。

○核となる担い手の育成、活動成果やノウハウの継承

これまで、地域の読書活動を支えてきた家庭文庫・地域文庫や、ボランティア団体等において、読書活動の牽引役となっていた担い手の高齢化などにより、活動の継続が困難な状況になることがあります。これまでの活動の成果やノウハウなどがしっかりと次の世代に引き継がれるよう、核となる担い手の育成が求められています。

○被災に伴う環境変化への対応

東日本大震災により被災し、再開までに相当の期間を要する図書館等の早期復旧が求められます。また、仮設住宅などへの入居により、生活環境が変わった人たちでも利用しやすい移動図書館活動の継続が必要です。さらに、子どもの読書活動を支えるボランティアの被災により、活動を支援する担い手が不足している地域への支援などが求められています。

4 第二次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

本県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災により、学校や図書館など子どもの読書活動を支える施設だけではなく、子どもの読書活動を支える担い手を取り巻く環境にも大きな変化がもたらされました。

また、子どもの読書活動に関連して、国の制度等についても、次のような動きがありました。

(1) 「国民読書年」の制定

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。このことにより、国内では、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されました。本県においても、図書館や大学等で様々な企画展などが開催されました。

また、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」（平成23年9月）において、人材育成や環境整備等が提言されました。

(2) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

平成24年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、同基準の適用対象に私立図書館が追加されたほか、危機管理に関する規定の追加などがありました。また、図書館の運営状況について点検・評価を行い、その結果に基づき、運営の改善を図るために必要な対応やその内容の積極的な公表に努めることとされています。さらに、子育て、教育、健康・医療など、地域の課題に対応したサービスの実施に努めることなどが定められています。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むこととしています。また、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視し、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとして、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めています。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めています。

(4) 著作権法の改正

平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになりました。

(5) 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」の改訂

平成25年5月に、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が改訂され、「市町村計画の策定率の向上」や「不読率の改善」に向け、具体的な目標値が示されました。また、地域や学校等における子どもの読書活動の推進に向け、「充実した図書館サービスの提供」、「司書及び司書補の専門的職員の配置・研修の実施等」に努めることや、「児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導」を行うこと、「学校図書館図書標準の達成」、「司書教諭や学校図書館担当職員の配置」の充実に努めることなど、地域や学校における具体的取組について整理されました。

(6) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。その後も電子書籍が普及しつつあります。

5 第三次計画の策定

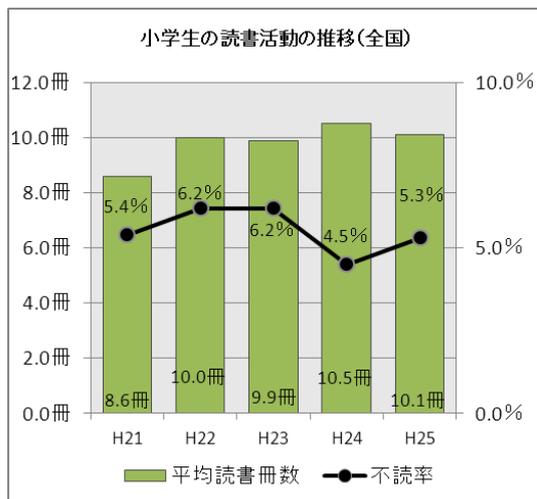
第二次計画期間における成果や課題，社会情勢の変化等や，平成23年3月に発生した東日本大震災による影響等を踏まえて，第三次の「みやぎ子ども読書活動推進計画」（以下，第三次計画という）を定め，平成26年度から平成30年度までの5年間，この計画に基づいて，県内の子どもの読書活動を積極的に推進していきます。

第2節 子どもの読書活動の現状

1 全国の状況

(1) 児童生徒の読書の状況

「第59回読書調査」(毎日新聞社、公益社団法人全国学校図書館協議会)

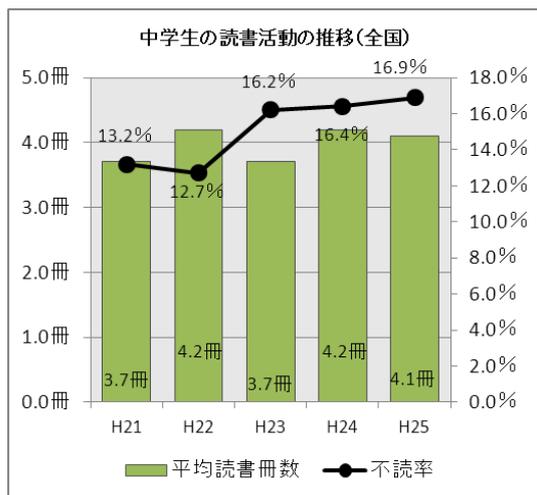


イ 平均読書冊数

全国の小・中・高等学校の児童生徒を対象に、朝日新聞社と公益社団法人全国学校図書館協議会が毎年実施している読書調査結果を見ると、平成25年5月の1か月に読んだ本の平均読書冊数は、小学生は10.1冊で、前年度より0.4冊減りました。

中学生の平均読書冊数は4.1冊で、前年度より0.1冊減りました。

高校生の平均読書冊数は1.7冊で、前年度より0.1冊増えました。

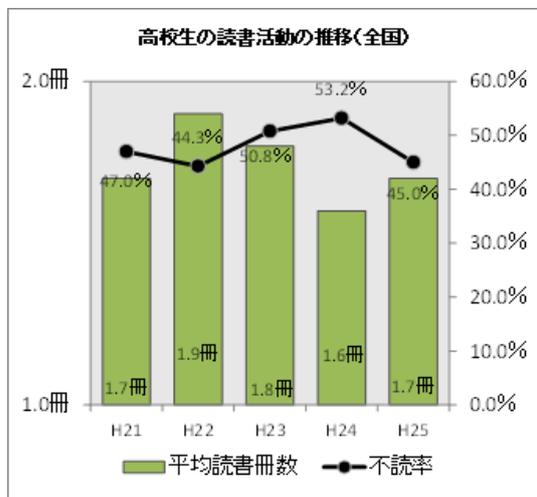


ロ 不読率

小学生の不読率は5.3%で、前年度より0.8ポイント増えました。

中学生の不読率は16.9%で前年度より0.5ポイント増えました。

高校生の不読率は45.0%で、前年度より8.2ポイント減りました。



(2) 公立学校における読書活動の状況（平成24年5月現在）

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省初等中等教育局）

イ 全校一斉読書の実施率

全校一斉読書を実施している学校は、小学校96.4%、中学校88.2%、高等学校40.8%となっています。

ロ ボランティアとの連携の実施率

ボランティアを活用している学校は、小学校81.2%、中学校27.2%、高等学校2.9%となっています。

ハ 公立図書館との連携の実施率

公立図書館との連携を図っている学校は、小学校76.5%、中学校49.8%、高等学校46.5%となっています。

(3) 地方公共団体における子ども読書活動推進計画の策定状況（平成24年度末）

『都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」策定状況に関する調査結果』（文部科学省スポーツ・青少年局）

「子ども読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）により地方自治体は、子ども読書活動推進基本計画の策定に努めることとされています。

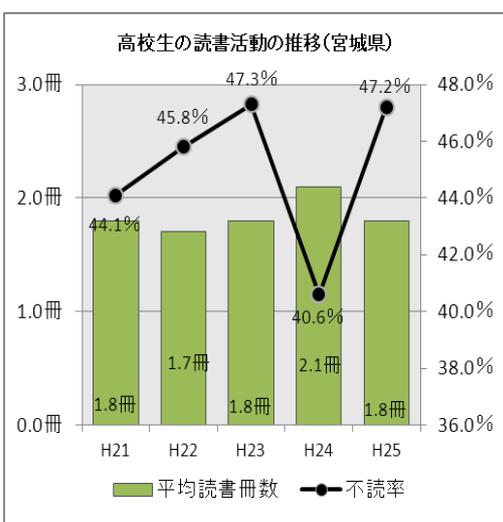
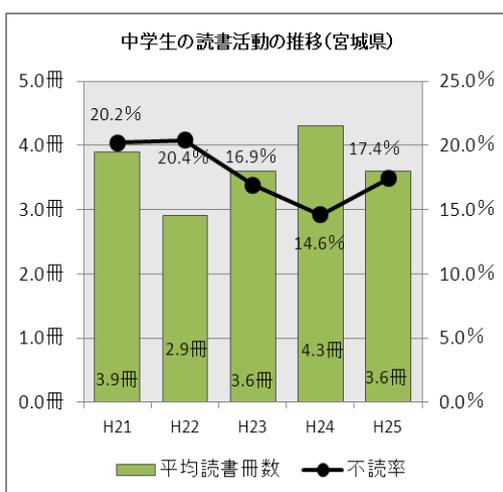
平成24年度末の市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、59.8%（1,041市町村）で、平成23年度よりも103市町村増加しましたが、未だ約40%の市町村において策定されていません。

1 策定済	59.8%
2 具体的に策定作業を進めている	9.5%
3 策定について検討中	15.4%
4 策定の検討に入っていない	15.3%

2 宮城県の状態

(1) 児童生徒の読書の状況

「宮城県教育庁生涯学習課調べ」



イ 平均読書冊数

宮城県の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に、宮城県教育庁生涯学習課が毎年実施している読書調査結果を見ると、平成21年度から平成25年度における児童生徒1人当たりの1か月の平均読書冊数は、小学生は8.1冊、7.6冊、7.6冊、9.5冊、8.3冊と推移しています。平成25年度データを全国と比較した場合、1.8冊少ない状況となっています。

中学生の1か月の平均読書冊数は3.9冊、2.9冊、3.6冊、4.3冊、3.6冊と推移しており、平成25年度データを全国の平均値と比較した場合、0.5冊少ない状況となっています。

高校生の1か月の平均読書冊数は1.8冊、1.7冊、1.8冊、2.1冊、1.8冊と推移しており、平成25年度データを全国の平均値と比較した場合、0.1冊上回りました。

ロ 不読率

小学生の不読率（1ヶ月間まったく本を読まなかった割合）は、7.9%、9.6%、14.3%、10.4%、11.3%と推移しており、前年度より0.9ポイント高くなっています。

中学生の不読率は、20.2%、20.4%、16.9%、14.6%、17.4%と推移しており、前年度より2.8ポイント高くなっています。

高校生の不読率は、44.1%、45.8%、47.3%、40.6%、47.2%と推移しており、前年度より6.6ポイント高くなっています。

○全く本を読まなかった理由

読みたかったが読めなかった		小学生	中学生	高校生	読みたいと思わなかった		小学生	中学生	高校生
理由	読んでみたい本がなかったから	26.3%	31.7%	11.4%	理由	読書はおもしろくないから	13.0%	11.9%	11.8%
	何を読んだらよいかわからなかったか	10.5%	12.2%	3.6%		読まなくてもいいと思ったから	17.4%	17.5%	26.6%
	勉強・塾・習い事で時間がなかったか	21.1%	36.3%	43.1%		テレビの方が楽しいから	5.8%	7.9%	7.6%
	部活動で時間がなかったから	18.4%	2.4%	31.1%		ゲームの方が楽しいから	20.3%	9.5%	4.9%
	図書館が近くにないから	5.3%	2.4%	0.6%		マンガや雑誌の方がおもしろいから	20.3%	18.3%	11.8%
	その他	18.4%	12.2%	6.0%		スポーツの方が楽しいから	18.8%	14.3%	12.2%
						その他	1.4%	15.1%	15.6%

(2) 公立学校における読書活動の状況（平成24年5月現在）

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省初等中等教育局）

イ 全校一斉読書の実施率

全校一斉読書を実施している学校は、小学校96.0%、中学校88.5%、高等学校44.3%となっています。

ロ ボランティアとの連携の実施率

ボランティアを活用している学校は、小学校62.3%、中学校5.7%、高等学校0.0%となっています。

ハ 公立図書館との連携の実施率

公立図書館との連携を図っている学校は、小学校71.8%、中学校34.4%、高等学校27.8%となっています。

(3) ボランティア団体や個人の活動状況

「宮城県教育庁生涯学習課調べ」

県内で、家庭・地域文庫や読み聞かせなどを行うボランティア団体・個人の活動のうち、188団体・個人の活動状況を生涯学習課ホームページで公開しています。

(4) 県内市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況（平成24年度末）

『都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」策定状況に関する調査結果』（文部科学省スポーツ・青少年局）

平成24年度末の県内市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、57.1%（20市町村）で、平成23年度よりも1市増加しましたが、未だ15の市町で策定されていません。

1 策定済	57.1%
2 具体的に策定作業を進めている	2.9%
3 策定について検討中	17.1%
4 策定の検討に入っていない	22.9%

第2章 基本方針

第1節 計画の目標と重点施策

この計画では、第二次計画期間における取組について検証し、その結果明らかとなった課題等や、平成23年3月に発生した東日本大震災により新たに抱えることとなった課題等を整理し、さらに、国の第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下、国の第三次基本計画という）」を踏まえ、自主的な読書活動を通じて育まれる「みやぎの子ども姿」を目標として掲げました。

この目標に向け、今後の5年間で、重点的に取り組むべき3つの施策を掲げました。そして、これらの施策を具体的に推進していくため、宮城の子ども読書活動を推進する様々な担い手（家庭、地域、学校等、公立図書館等、行政、民間団体等）が、それぞれの役割の中で、どのような取組を推進していくのかをまとめました。

1 計画の目標

みやぎの子どもが、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志を持ち、心豊かでたくましく生き抜く力を身につけることを目指します。

2 重点施策

(1) 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進

子どもの読書活動の意義や重要性について理解を深め、子どもの読書活動の習慣化に向けた読書環境の整備や読書活動の推進につなげていきます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動の推進に役立てるため、家庭、地域、学校等において、子どもが読書に親しむ機会の提供に努め、そのために必要となる施設や人材の確保などの整備・充実に努めていきます。

(3) 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

日々の生活の中で、読書する姿があたりまえとなるようなことを目指し、家庭、地域、学校等が、それぞれの役割を果たしながら、子どもが読書に親しむ機会の充実を図り、子どもの読書活動の習慣化に向けた取組を推進します。

第2節 取組の状況を把握するための指標

この計画を推進し、その状況を把握するための指標として、次の指標を設定し、毎年、点検・評価を行い、その結果に基づき、改善等に向けた対応策を検討していきます。

1 数値目標を設定する指標

(1) 本を全く読まない児童生徒の割合を減らします。

今後5年間で、1か月間に本を全く読まない児童生徒の割合を減らし、一人でも多くの子どもたちが本に親しむことを目指します。

○小学生	平成25年度	11.3%	⇒	平成30年度	8%以下
○中学生	平成25年度	17.4%	⇒	平成30年度	13%以下
○高校生	平成25年度	47.2%	⇒	平成30年度	35%以下

(2) 県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促進します。

今後5年間で、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促進し、各地域の実情を踏まえた読書活動の取組の推進が図られるよう支援します。

○計画策定率	平成25年度	57.1%	⇒	平成30年度	80%以上
--------	--------	-------	---	--------	-------

(3) 公立図書館等の図書の個人貸出数を増やします。

今後5年間で、多くの子どもたちが公立図書館等を利用し、図書の個人貸出総数が増加することを目指すとともに、児童書の貸出総数の増加を図ります。

○図書の個人貸出総数	平成24年度	819万冊	⇒	平成30年度	900万冊以上
○児童書の個人貸出総数	平成24年度	262万冊	⇒	平成30年度	288万冊以上

(4) 学校図書館の図書の貸出数を増やします。

今後5年間で、学校図書館における図書の一人当たり貸出数が増加することを目指します。

○小学生	平成24年度	32冊	⇒	平成30年度	48冊以上
○中学生	平成24年度	5.8冊	⇒	平成30年度	8冊以上
○高校生	平成24年度	3.4冊	⇒	平成30年度	5冊以上

(5) 児童生徒の平均読書冊数を増やします。

今後5年間で、1か月間の児童生徒の平均読書冊数を増やして、子どもたちがより多くの本と触れ合うことを目指します。

○小学生	平成25年度	8.3冊	⇒	平成30年度	10冊以上
○中学生	平成25年度	3.6冊	⇒	平成30年度	4冊以上
○高校生	平成25年度	1.8冊	⇒	平成30年度	2冊以上

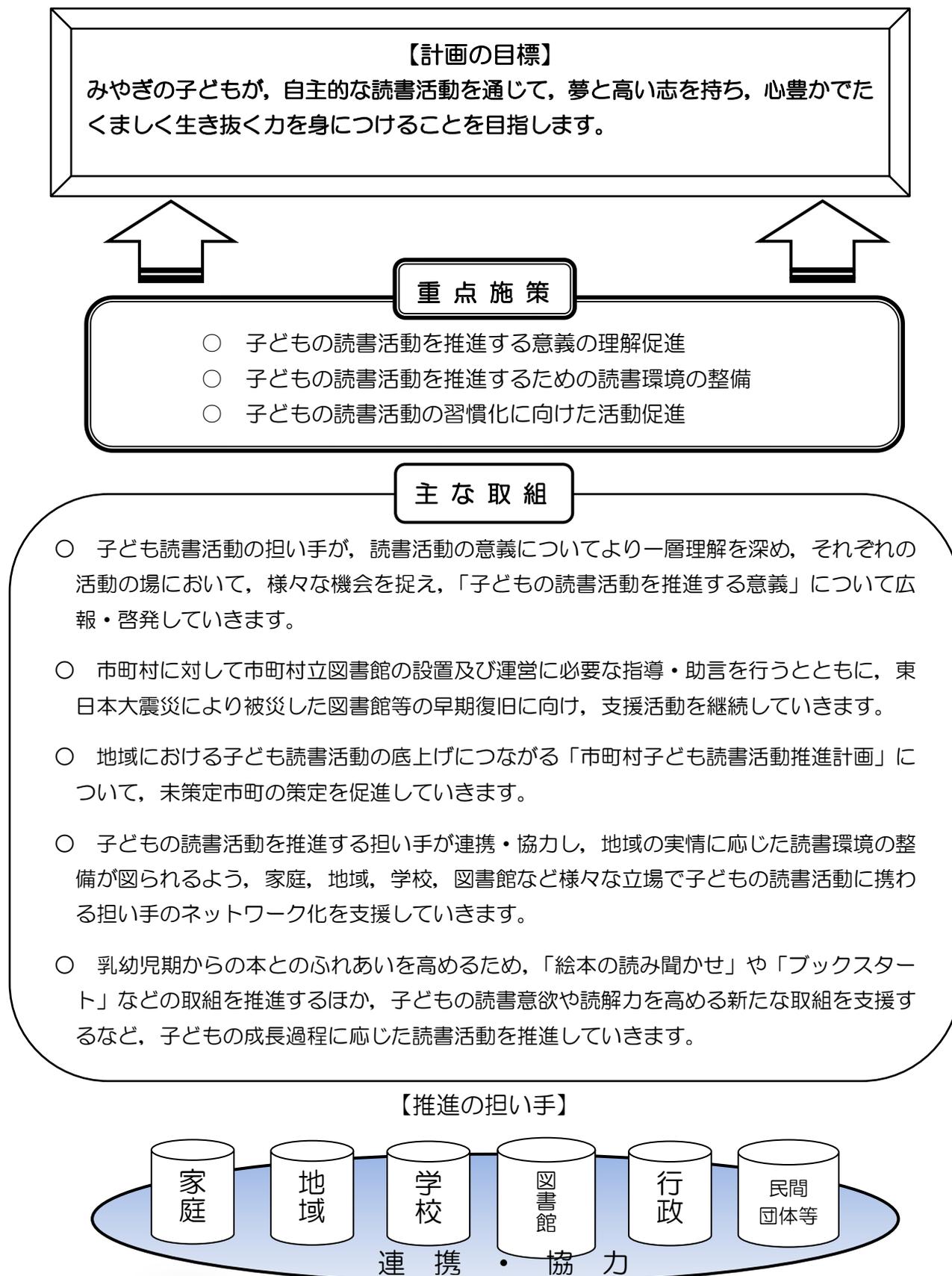
2 数値目標は設定せずに取り組の状況を把握する指標

- (1) 親子で読書に親しむ機会を増やします。
- (2) 「朝の読書」など継続的に読書活動に取り組む学校の数を増やします。
- (3) 学校図書館図書標準を達成する学校の数を増やします。
- (4) 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施する市町村を増やします。

第3節 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5か年間とします。

【計画の体系図】



第3章 推進のための具体的方策

第1節 子どもの読書活動を推進する意義の理解促進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって身近な大人が「読書活動を推進する意義」について理解を深めることが大事です。そのためには、子どもの読書活動の担い手が、読書活動の意義についてより一層理解を深め、それぞれの活動の場において、読書活動を推進する機運を高めていくことなどが求められます。

読書活動を推進する意義についての理解が深まることにより、子どもの読書活動を推進するための環境整備が促され、子どもの読書の習慣化がより一層図られることにつながると考えます。

「読書活動を推進する意義」については、第1章第1節第1において述べています。より多くの人たちに理解を深めていただくため、次のような取組を推進していきます。

1 家庭・地域における取組

○地域活動（行事）の場における広報・啓発

親子が集う地域活動の場において、「おはなし会」などの開催と併せて、読書活動の意義をPRすることなどが考えられます。

2 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所等

○幼稚園教諭・保育士等の理解促進

乳幼児の養育・教育を担う幼稚園教諭や保育士等が、子どもの読書活動の意義について理解を深めることにより、日々の教育・保育活動の中で、絵本や物語に親しむ取組が積極的に進められると考えられます。

○行事や「おたより」を活用した広報・啓発

幼稚園や保育所等では、親子で参加する行事や保護者会、家庭と幼稚園・保育所等をつなぐ「おたより」などにより、緊密に保護者とのつながりが図られています。

これらの機会を通じて、読み聞かせなどの読書活動の大切さや意義について、保護者の理解を深めるための取組が期待されます。

(2) 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

児童生徒が自主的な読書習慣を身に付けていくためには、児童生徒に身近な保護者、教員等の大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

児童生徒が日々過ごす学校において、次のような取組が推進されることが求められます。

○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心とした広報・啓発

学校において、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）にあわせて、子どもの読書活動の意義について、児童生徒や保護者の理解を深めるための取組が推進されることが望まれます。

また、読書週間（10月27日～11月9日）においても、同様の取組が望まれます。

○学校と関係機関の連携による情報発信

学校と公立図書館等の関係機関との連携を推進するため、関係機関が発信する情報を学校に直接届け、児童生徒の利用の促進を図ります。特に、長期休業に入る前には、休業中の課題に取り組む際に、関係機関を積極的に利活用できるよう、タイムリーな情報を発信します。

○保護者、教員等を対象とした読書に関するフォーラム等の開催

児童生徒の発達段階に応じた読書指導を行う意義や有効性についての理解を促進するため、保護者や教員等を対象に、読書に関するフォーラムやパネルディスカッション等を開催することなどが期待されます。

○PTA行事等を活用した広報・啓発

学校と保護者をつなぐPTA活動では、保護者が主体となり児童生徒の健全な育成に向け、講演会やセミナーなどが開催されています。これらの場を活用して、児童生徒の発達段階に応じた読書活動のあり方や、読書が「学ぶ力」につながる事例などを紹介することなどにより、児童生徒の保護者が、読書活動の意義への理解を深めるきっかけとなることが期待されます。

3 公立図書館等の取組

○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心とした広報・啓発

地域における読書活動の拠点となる公立図書館等において、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にあわせて開催するイベント等で、子どもの読書活動の意義について、理解を深めていきます。また、学校の長期休業（夏休み、冬休み、春休み等）にあわせて、同様の取組を推進することが望まれます。

県図書館では、県民に子どもの読書活動の意義について理解を深めてもらうために、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にあわせ、「子どもの本展示会」を開催します。また、県内の公共図書館・公民館等読書施設、小学校、中学校、特別支援学校へ巡回展示することにより、県民が広く児童書に触れる機会を設けます。

4 行政における取組

○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心とした広報・啓発

図書館等の読書施設を中心とした広報・啓発活動のほかに、行政が主体となって様々な広報・啓発活動を推進していきます。

○親子で参加する健診や行事等での広報・啓発

子どもにとって最も身近な家庭において、読書活動を推進する意義について理解が深まるよう、行政が主体となり実施する事業で、親子で参加する機会（三歳児健診など）を活用し、広報・啓発を推進していきます。

○民間団体が企画するイベント等での広報・啓発

県内では、地域の書店が牽引役となり子どもの読書活動を支援するイベントを企画したり、家庭・地域文庫、読み聞かせなどを行うボランティア団体が、親子を対象とした読書活動を行ったりしています。これらの場を活用した広報・啓発を推進していきます。

○学校等の代表者に対する理解促進

学校や保育所等の代表者が集まる会議や研修などの場を活用し、子どもの読書活動の意義について理解を深めるための取組を推進します。

○意義の理解促進に向けた取組状況の把握・情報提供

「子どもの読書活動を推進する意義」の理解促進に関する取組について把握し、家庭・地域・学校等の担い手に対して、今後の広報・啓発に活用してもらうための情報を提供します。

第2節 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

読書環境の整備については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と謳われています。

また、本県では、東日本大震災により被災した図書館等が復旧途上にあることや、子どもの読書活動を支えるボランティアの被災により、活動を支援する担い手が不足している地域があることなども踏まえ、子どもたちが、いつでもどこでも読書活動を行うことができるような読書環境の実現に向け、被災した図書館等の早期復旧に加え、子どもの読書活動を推進する担い手が連携・協力し、読書環境の整備に努めていくことが期待されます。

1 家庭・地域における取組

○親子で利用する施設での本の整備促進

地域には、駅や小児科・歯科医院、商業施設など、親子で利用する施設がたくさんあります。それらの施設に子ども向けの本を備えることにより、待ち時間などに本に親しむ機会が増えることが期待されます。

2 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所等

○絵本コーナーなどの設置

幼稚園や保育所等に絵本コーナーを設置することなどにより、送迎時や行事などの際に、親子で本に親しむ機会が増えることとなります。また、保育所等は、子育て支援センターの機能を兼ね備えていることも多く、地域の親子に読書の場を提供することにもつながります。

(2) 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

○学校図書館資料の整備・充実

児童生徒が自主的に読書活動を行うことができるよう、図書資料の計画的な整備充実を図っていきます。

○学校図書館に「人がいること」の推進

児童生徒が本を読みたいと思ったときに、読書の楽しさや図書のすばらしさ、本を利用して学ぶことなどへの案内役となる人が身近にいることは、児童生徒の自ら学ぶことへの意欲を高めるきっかけとなります。

児童生徒の日々の生活の中で、本との出会いの場として最も身近な学校図書館に「人がいること」を推進し、子どもたちの夢や志の実現につなげていきます。

○学校図書館の情報化の推進

コンピュータを活用した調べ学習の支援や所蔵する図書資料のデータベース化を図るなど、学校図書館の情報化を推進します。

○公立図書館や地域との連携

児童生徒がより充実した図書サービスを受けられるように、公立図書館等による学校への団体貸出や司書の学校訪問など、公立図書館等と学校図書館との連携を促進します。

○読書指導を位置付けた学習活動に関する研修

読書という活動の特質から、自主性・自発性が尊重されることは重要ですが、読書習慣を身に付けさせるためには、学校教育の中で適切に指導することが必要です。

児童生徒の学校生活の中心を占める学習活動において、学習指導要領の趣旨を踏まえて読書指導の視点を加えた学習指導計画の立案を推進していけるよう、その手法等について教員が理解を深めていく機会を設けます。

○すぐれた実践事例の情報交流の推進

児童生徒の読書活動を推進していく上で、すぐれた実践事例を共有化し、指導に役立てていくことが重要です。学校図書館協議会と連携しながら「みやぎ子ども読書活動推進フォーラム」を開催し、学校教育全体で理解を深めるべき内容や学校種ごとのすぐれた実践事例を共有し、学校現場の取組の深化を図ります。

○障害のある児童生徒の読書環境の整備

障害のある児童生徒が自主的に読書活動を行える環境を整えることはきわめて重要です。障害のある子どもが読書に親しむことができるよう、図書資料の充実に努めるとともに、読書活動についての実践事例の紹介に努めます。

また、日常の教育活動において活用できる読書スペースが十分、確保できるよう、施設設備の充実に努めます。

3 公立図書館等における取組

○情報の収集・提供と相談

県図書館では、絵本をはじめとする児童書など、新刊の図書資料の紹介に努めます。また、研究用児童書や子どもの本に関する研究書を収集している「児童資料研究・相談室」の周知に努め、積極的な活用を促進します。

さらに、市町村立図書館等においても、図書館資料や読書活動の機会に関する情報を随時発信するなど、図書館の情報化に努めることが望まれます。

○児童室や児童コーナーなどの充実

県内の市町村立図書館等において、子どもの年齢に応じた対応ができるよう、乳幼児向けの児童コーナーや中高生を主とした青少年コーナーの設置が望まれます。

また、すでにそれらのコーナーが設置されている市町村立図書館等においては、スペースを十分に確保することが望まれます。

○MY-NET利用によるサービス機能の充実

市町村立図書館等と県図書館との図書資料の相互貸借を進めることは、今後ますます重要になってくることから、MY-NETの利用促進を図ります。

○児童担当の司書の育成・配置

県図書館に子どもの読書活動の推進に重要な役割を担う児童担当司書の配置・育成に努め、適切な資料の提供等、子どもの読書活動を多面的に支援します。

また、市町村立図書館等で働く司書以外の職員においても、子どもの読書指導に関する技術や知識が必要なことから、職員研修の充実を図ります。さらに、県図書館は、市町村立図書館等においても同様の取組ができるよう働きかけていきます。

○児童資料に関する中核拠点の整備

県図書館は児童資料に関する県内の中核拠点として、「子どもの本展示会」を引き続き実施し、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の周知・理解促進に努めます。また、児童資料を可能な限り全点購入することで、子どもの読書に携わる人や市町村立図書館等のニーズに応じられるよう、一層の資料収集の充実に努めます。

○障害のある子どもへのサービスの充実

県図書館や県視覚障害者情報センターにおいて、障害のある子どもへのサービス充実に努めます。多様な図書資料の整備充実を引き続き推進するとともに、視覚障害のある子どもへの音訳サービスや聴覚障害のある子どもへの字幕付き又は手話付きの映像資料の貸出などを行います。

○ボランティアの育成・活動の場の提供・支援

県図書館や県視覚障害者情報センターは、今後もボランティアの受け入れと育成を行うとともに、民間団体やボランティアの活動の場の提供・支援に努めます。

○県内図書館等との連携・協力

県図書館は、市町村に対し、図書館設置や運営等についての助言や被災した図書館等の復旧支援を行うとともに、児童資料等の貸出やレファレンスの回答、相互貸借等の連携・協力を引き続き努めます。

また、学校における調べ学習等の活動を支援するため、市町村立図書館等に対して「学校図書館を支援する図書館・公民館図書室をサポートするセット」（略称：学サポセット）の貸出、さらに、優れた歴史や文化に親しむ契機とするため、県立高校・市町村立図書館等に対して、県図書館が所蔵している古典・近代文学の複製資料や文化財レプリカを貸し出す事業も継続し、県内図書館等との連携・協力についての支援を積極的に行っていきます。

4 行政における取組

○市町村立図書館の設置促進

県内の市町村においては、平成25年度末現在で図書館の設置が、35市町村中21市町で設置されていますが、市町村数に対する設置率は60%となっています。

県では、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科省告示第172号）に基づき、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に必要な指導・助言等を行っていきます。

○情報の収集・提供

県は、毎年、県内の子ども読書活動団体とその活動状況などの情報を収集し、県のホームページなどを通じて情報提供していきます。

○子どもの読書活動を推進する担い手の育成・活動の場の創出支援

県は、読み聞かせやブックトークなどの講座を開催するなどして、子どもの読書活動に携わる担い手を育成します。また、市町村においても同様の取組ができるよう、講師やノウハウなどの情報共有を図っていきます。さらに、育成された担い手が積極的に活動できるよう、市町村等に対して、活動の場を設けてもらえるよう働きかけていきます。

○子ども読書活動推進計画の策定促進

当該計画については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、県及び市町村が策定するよう努めなければならないと定められているところです。本県においては、35市町村中19市町1村において策定されています（平成25年3月31日現在）が、町における策定率が低いこと、また、一部市町村においては、計画の更新が行われていない状況にあるなどの課題があります。

当該計画の策定により、地域における子ども読書活動の底上げにつながることから、積極的に策定を促進していきます。

県では、引き続き未策定の市町村に対して策定までのノウハウ等について助言を行っていきます。

○子ども読書活動推進計画の点検・評価

県が策定した計画について、具体的な取組の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じ、改善に向けた対応策を検討していきます。

また、市町村に対しても同様の取組を行うよう促していきます。

○子ども読書活動に携わる関係者のネットワーク構築

現状では、図書館が設置されていない地域、十分な図書が整備されていない学校図書館など、子どもの読書環境には地域による差があります。これを解消するための方策のひとつとして、様々な立場で子ども読書活動に携わる担い手のネットワークを構築し、ともに連携しながら、地域の実情に応じた課題解決に向け、取組を推進していくことが求められています。

県では、様々な立場で活躍する子ども読書活動推進の担い手を結びつけるためのネットワーク構築の支援を行っていきます。

○地域で核となる担い手の育成支援

県では、これまで地域の読書活動を支えてきた家庭文庫・地域文庫やボランティア団体等において、子ども読書活動の牽引役となってきた担い手の活動成果やノウハウの継承などを図るため、「地域で核となる担い手」の育成に向けた研修会などを開催していきます。

○学校図書館資料の整備・充実

県では、学校図書館図書標準の達成に向け、学校図書館資料の計画的な整備について、市町村に対して働きかけを行っていきます。

また、学校図書館への新聞配備の充実についても働きかけます。

○被災図書館等の復旧・復興

平成23年3月に発生した東日本大震災により、沿岸市町を中心に多くの公立図書館や学校図書館が被災しました。

これらの図書館等の早期復旧に向け、国の災害復旧制度の活用や各種支援団体等の支援活動の受け入れなどについて、県及び県図書館において支援活動を継続していきます。

○学校内外での協力体制の強化

引き続き、司書教諭の養成を促進するとともに、参考となる情報の提供等を通じて学校図書館教育の充実・支援を図ります。また、学校図書館関係者の資質向上を図る機会の提供に努めます。

さらに、宮城県教育研究会学校図書館教育部会（小・中学校）、宮城県高等学校図

書館研究会等と連携し，学校における読書活動の推進に努めます。

○民間団体の活動支援

県内で子どもの読書活動を支援する取組を行っているボランティア団体・個人のほか，書店や出版社などの取組についても幅広く情報収集を行い，これらの活動について広くお知らせするとともに，活動の場の確保などにも配慮していきます。

○新しい情報通信技術の活用検討

近年，電子書籍が普及しつつあることを踏まえ，今後の推移を注視するとともに，活用について検討していきます。

第3節 子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進

電子ゲームや携帯電話の急速な普及など、子どもを取り巻く環境が著しく変化している中、子どもたちの日々の生活の中で読書をする姿があたり前となるためには、子どもの成長を支える様々な人たちが、子どもが読書活動をすることの意義についての理解を深め、子どもが過ごす場（家庭、地域、学校等）での読書環境を整えていくことが求められます。さらに、子どもの成長過程に応じた読書活動の支援を行うことで、自発的に読書に親しむ子どもが育まれることが期待されます。

1 家庭・地域における取組

(1) 家庭

子どもの読書習慣は日々の生活の中で培われていくものですが、そのためには、最も身近な存在である保護者が、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、子どもが読書に親しむきっかけを積極的に設け、家族で読書の習慣づけを行っていくことが効果的です。

○絵本の読み聞かせ

幼児期は、学ぶ力の源となる好奇心や探究心が芽生えるとともに、社会性や道徳性が養われ、生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期です。県では、この幼児期の教育の一層の充実に向けて家庭、地域社会、教育現場、行政が一体となって取り組む「学ぶ土台づくり」を推進していきます。

この取組の中で、親子のふれあいが成長の出発点となることなどから、お父さん、お母さんに、毎日少しだけ意識して取り組んでほしいことのひとつとして「絵本の読み聞かせ」を掲げています。絵本の読み聞かせは、子どもの脳にたくさんの刺激を与えることが脳科学においても明らかにされています。

○家族で本に親しむ取組

家族のコミュニケーションが深まる取組のひとつとして、学校で行われる「朝読（あさどく）」（朝の読書活動）に対して、家庭で家族が一緒に読書し、同じ話題を共有するなどの「家読（うちどく）」に関心が持たれています。大人も子どもと一緒に本を楽しむことで、子どもの読書活動の習慣化につながっていくことが期待されます。

○優良図書などの情報収集

学校や図書館などでは、毎年、子どもの年齢や学年に応じた優良図書を紹介しています。家庭において、これらの情報を意識的に収集し、子どもと本をつなぐ役割を果たすことが期待されます。

○ノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯電話の日の設定

奈良県教育委員会では、平成23年度から、夏休み期間中に、テレビを見たり電子ゲームをしたりする時間を、読書や学習、家庭での会話などに活用する取組を推進しています。この取組にチャレンジした子どもたちは、テレビや電子ゲームのかわりに、お手伝いや読書に取り組むなどしたとの結果が報告されています。

家庭において、意識的に「ノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯電話」の日を設け、家庭で家族と一緒に読書を楽しむことにより、子ども読書活動を促すきっかけをつくるのが期待されます。

(2) 地域

○図書館・公民館等読書施設、家庭文庫・地域文庫等の利用

地域における読書活動の拠点となる図書館等において、地域ならではの特色を生かした取組の推進が期待されます。

○児童館における取組

地域の子どもの健全な発達を支える児童館において、読み聞かせやおはなし会などの開催が期待されます。

2 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所等

共働き世帯の増加などにより、一日の多くを、保育所や幼稚園等で過ごす子どもが増えていきます。子どもたちの「生活の場」でもある保育所等で、定期的に絵本や物語に親しむ活動が行われることは、読書活動の習慣化に大きな役割を果たすことにつながります。

○絵本の読み聞かせなどの推進

幼稚園教諭や保育士等による読み聞かせのほか、地域で活動する読み聞かせボランティア等による「おはなし会」の開催などについて積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。また、学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達段階に応じた体系的・継続的な読書活動を行うことが求められています。

○「朝の読書」などの読書機会の提供

「朝の読書」など全校一斉に読書活動に取り組む活動を通じて、児童生徒が読書習慣を身につける機会の提供に努めます。

○読書意欲や読解力を高めるための取組

児童生徒が楽しみながら読書活動を行う方法として、言葉の力や表現力を競うビブリオバトル（※1）や、一人ひとりの読む力を伸ばす読書のアニメーション（※2）などの新たな取組が注目されています。

これらの活動を先駆的に行っている民間団体等と連携し、児童生徒の読書意欲を引き出すことや、読解力・表現力・コミュニケーション力を伸ばすことにつなげていくことなどが期待されます。

○想像力を豊かにするための取組

語り手が物語を暗記し、本を見ずに子どもに「おはなし」を聞かせるストーリーテリングは、子どもが頭の中でいろいろな場面を想像しながら「おはなし」を聞くことができるため、想像力を豊かにする読書活動のひとつとして県内の図書館や子ども読書活動のボランティア団体等で取り組まれています。

学校においても、これらの活動団体等と連携・協力し、児童生徒がストーリーテリングに触れる機会をもつことが期待されます。

○児童生徒のボランティア活動支援

児童生徒による読み聞かせサークルなどの活動状況について、地域の人へ広くお知らせし、地域の図書館や公民館等読書施設、幼稚園・保育所等で読み聞かせを行うなど、日ごろの活動成果の実践に向けた支援が期待されます。

-
- ※1 ビブリオバトルとは、気に入った本を持ち寄り、その面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する書評合戦。
 - ※2 読書のアニメーションとは、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持つ「読む力」を引き出すための効果的な読書指導手法。
例) 指定された本を参加者全員で読み終えた後、物語の一部を抜き書きしたカードを物語の流れのとおりにならべ替えるなど。

○障害のある児童生徒の読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書体験をすることができるよう、障害の状態や発達の段階、特性等に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等が期待されます。児童生徒が読書に興味を持つようなさわる絵本や布の絵本、絵人形などをパネル上で動かすパネルシアター、電子書籍などの充実を図ったり、快適な読書スペースづくりに努めたりすることなどが例として挙げられます。

また、視覚障害教育情報ネットワークの活用等により、点字データの相互利用や教材作成に関する情報提供の促進が期待されます。

3 公立図書館等における取組

○子どもを読書にみちびくための多彩な活動

自分で読む力が備わっていない子どもたちに読書する素地をつくり、本の世界や図書館に親しむきっかけとなるように、おはなし会を開催します。また、ブックトーク、興味あるテーマによる図書リストの作成、季節や時事問題などを採り上げた掲示や本の紹介記事を載せた「おたより」の発行などを推進します。

○情報の収集・提供と相談

図書資料の紹介やイベント等のお知らせ・活動報告を図書館広報紙やホームページで提供します。併せて、利用者の質問に対して、図書館職員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などのサービスを行うレファレンス業務の充実や、子どもや保護者等への児童資料の情報提供に努めます。

4 行政における取組

○ブックスタートやブックスタートに準じた取組の推進

ブックスタートは、市町村が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」を贈る活動です。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけとなるこの活動は、実施市町村を中心に、絵本を介した親子のふれあいについて、その効果が実感されています。

県では、市町村関係者の会議などの場において、この活動について紹介し、実際に活動が行われるきっかけとなるよう努めます。

○ノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯電話の組織的な推進に向けた働きかけ

県では、都道府県や市町村、都道府県・市町村教育委員会が主体となる取組について検討を進めるため、必要な情報収集・情報提供をしていきます。

第4節 推進体制の整備

1 子ども読書活動推進のための基本情報の収集・分析

各地域の実情に応じて子どもの読書活動が推進されるよう、市町村ごとに必要となる基本情報の収集・分析を進めていきます。

○地域における読書活動の現状把握

たとえば、市町村等と連携・協力し、地域内の全小・中学校における読書状況（「不読率」や「読書冊数」など）や幼稚園・保育所等における「絵本コーナー」の設置状況などの把握に努め、地域に応じた読書活動の推進を図るための基礎情報の収集・分析を進めていきます。

2 県内関係機関との連携

家庭、地域、学校、民間団体等、様々な立場で子どもの読書活動に携わる関係者との連携を強化し、地域の実情に応じた子どもの読書環境の整備に努めます。

○交流会の開催

行政と関係機関（学校、図書館、民間団体等）が連携・協力し、様々な立場で子どもの読書活動に携わる担い手の交流の場を設けます。

○意見交換会

本計画で掲げた具体的方策について、様々な立場で子どもの読書活動に携わる担い手により、成果・課題・今後の取組等について意見交換を行い、課題の改善等に向けた取組に反映していきます。

3 国との連携

国の補助制度や調査結果を有効に活用します。

○補助制度の活用・提案

読書コミュニティ形成支援事業など、子どもの読書活動を推進するための補助制度を有効に活用します。また、都道府県だけではなく、市町村で活用しやすい補助制度の創設などについて提案していきます。

○情報収集

読書の心理的、学力的側面に与える影響に関する調査結果など、地域で把握することが困難な情報など、子どもの読書活動推進に必要な情報収集を行います。